

第四十七条中「第四十一条第一項第三号」を「第三十六条第一項第三号」に、をいう」を、い、
 第四十五条第一項の制御機能付き光線式の安全プレスを除く」に、「しや断」を「遮断」に、「一部を檢
 出」を「一部が光線を遮断したことを検出」に、「であること」を「でなければならぬ」に改め、同
 条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
 (投光器及び受光器)

第四十二条 光線式の安全プレスの検出機構の投光器及び受光器は、次の各号に定めるところに適合
 するものでなければならない。
 一 スライドの作動による危険を防止するために必要な長さにより有効に作動するものであるこ
 と。

二 投光器及び受光器の光軸の数は、二以上とし、かつ、前号の必要な長さの範囲内の任意の位置
 に遮光棒を置いたときに、検出機構が検出することができる当該遮光棒の最小直径(以下「連続
 遮光幅」という。)が五十ミリメートル以下であること。

三 投光器は、投光器から照射される光線が、その対となる受光器以外の受光器又はその対となる
 反射器以外の反射器に到達しない構造のものであること。

四 受光器は、その対となる投光器から照射される光線以外の光線に感応しない構造のものである
 こと。ただし、感応した場合に、スライドの作動を停止させる構造のものにあつては、この限り
 でない。

第四十条中「下降速度」を「閉じ行程の作動中の速度」に、「 $T_6(T_1+T_2)$ 」を「 $T_6(T_1+T_2) +$
 C 」に、「 T_1 及び T_2 」を「 T_1 、 T_2 及び C 」に、「しや断」を「遮断」に、「 T_2 」を「 T_2 」に、「 T_1 」を「 T_1 」に改め、
 急停止機構が作動を開始し
 た時からスライドが停止するまでの時間(単位 ミリセカンド)を「 T_2 」に改め、同条に次の表を加え、同
 条を第四十三条とする。

連続遮光幅(ミリメートル)	追加距離(ミリメートル)
三〇以下	〇
三〇を超え三五以下	二〇〇
三五を超え四五以下	三〇〇
四五を超え五〇以下	四〇〇

第四十三条の次に次の二条及び章名を加える。
 (安全囲い等)

第四十四条 光線式の安全プレスを備える検出機構の光軸とボルスターの前端との間に身体の一部が
 入り込む隙間がある場合は、当該隙間に安全囲い等を設けなければならない。

(制御機能付き光線式の安全プレス)

第四十五条 制御機能付き光線式の安全プレス(スライドによる危険を防止するための機構として第
 三十六条第一項第三号の機能を利用する場合における安全プレスであつて、検出機構を有し、かつ、
 身体の一部による光線の遮断の検出がなくなつたときに、スライドを作動させる機能を有するもの
 をいう。以下同じ。は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。
 一 検出機構が光線の遮断を検出した場合に、スライドの作動を停止することができる構造のもの
 であること。
 二 ボルスター上面の高さが床面から七百五十ミリメートル以上であること。ただし、ボルスター
 上面から検出機構の下端までに安全囲い等を設け、当該下端の高さが床面から七百五十ミリメー
 トル以上であるものを除く。

三 ボルスターの奥行きが千ミリメートル以下であること。
 四 ストローク長さが六百ミリメートル以下であること。ただし、安全囲い等を設け、かつ、検出
 機構を設ける開口部の上端と下端との距離が六百ミリメートル以下であるものを除く。
 五 クランクプレス等にあつては、オーバーラン監視装置の設置の停止点が十五度以内であること。
 2 制御機能付き光線式の安全プレスは、検出機構の検出範囲以外から身体の一部が危険限界に達す
 ることができない構造のものでなければならない。

3 制御機能付き光線式の安全プレスのスライドを作動させるための機構は、スライドの不意の作動
 を防止することができるよう、次の各号に定める構造のものでなければならない。
 一 キースイッチにより制御機能付き光線式の安全プレスの危険防止機能を選択する構造のもので
 あること。

二 当該機構を用いてスライドを作動させる前に、起動準備を行うための操作を行うことが必要な
 構造のものであること。

三 三十秒以内に当該機構を用いてスライドを作動させなかつた場合には、改めて前号の操作を行
 うことが必要な構造のものであること。

4 第四十一条から第四十三条までの規定は、制御機能付き光線式の安全プレスについて準用する。
 この場合において、第四十二条第二号中「五十ミリメートル」とあるのは、「三十ミリメートル」と、
 第四十三条の表は、次のとおり読み替へるものとする。

連続遮光幅(ミリメートル)	追加距離(ミリメートル)
一四以下	〇
一四を超え二〇以下	八〇
二〇を超え三〇以下	一三〇

第六章 雑則

第五十一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の表機械プ
 レスプレキ以外の機械プレスの項中「クラッチの掛合い箇所の数」を削り、同表の備考中「にあつ
 ては、押しボタン等」を「にあつては、スライドを作動させるための操作部」に、「光線式の安全プレ
 スにあつては」を「光線式の安全プレス及び制御機能付き光線式の安全プレスにあつては」に改め、
 同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同条を第四十六条とする。

一 動力プレスの種類及び当該動力プレスが安全プレスである場合にあつては、その種類
 第五十二条を第四十七条とする。

附則

1 この告示は、平成二十三年七月一日から適用する。
 2 この告示の適用の日において、現に製造している動力プレス若しくは現に存する動力プレス又は
 現に労働安全衛生法第四十四条の二第一項の規定による検定若しくは同法第四十四条の三第二項の
 規定による型式検定に合格している型式の安全プレス(当該型式に係る型式検定合格証の有効期間
 内に製造し、又は輸入するものに限る。)の規格については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第五号
 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、プレ
 ス機械又はシャヤーの安全装置構造規格(昭和五十三年労働省告示第百二二号)の一部を次のように改め
 る。

平成二十三年一月十二日
 題名中「シャヤー」を「シャヤー」に改める。
 目次を次のように改める。
 第一章 総則(第一条―第十三条)
 第二章 インターロックガード式安全装置(第十四条)

厚生労働大臣 細川 律夫